

# 一般建設業許可指令書

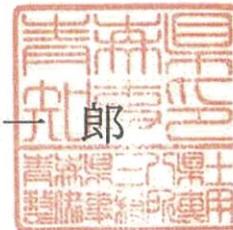
八戸市八太郎六丁目12番4号

環境技術株式会社

令和8年2月5日 付けで許可申請のあった一般建設業の許可については、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により下記のとおり許可する。

令和8年3月2日

青森県知事 宮下 宗一郎



記

- 1 許可番号 青森県知事許可(般-7)第 300484 号  
2 許可の有効期間 令和8年3月30日 から 令和13年3月29日 まで  
3 建設業の種類

土木工事業	建築工事業	とび・土工工事業	石工事業
鋼構造物工事業	舗装工事業	しゅんせつ工事業	水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限;  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

令和13年2月27日

COPY